

2 論文等要旨

(1) 『農林水産政策研究』

中山間地域における農業集落の存続要件に関する分析

橋詰登 著

都市的地域と中山間地域で多くの集落が消滅したため、10年前に比べ総農業集落数は4,959の減少となったが、これら集落の7割には現在も非農家の中に少数の農家が点在していると推計された。一方、この10年間に農家が全くなくなった農家消滅集落は全国で1,500程度であり、その多くは1990年当時、すでに農家数が5戸以下の小規模集落であった。

さらに、中山間地域の農家消滅集落と存続集落との判別分析から、農家消滅集落の主な発生要因が、小さな集落規模、農家数の急激な減少、役場や小学校といった公共施設へのアクセスの悪さにあったことを明らかにした。

また、島根県の中山間集落を対象に農家数規模別集落数の相関表を作成し、10年間の集落動態を分析したところ、農家数が5戸以下となった集落において農業集落の農家点在地化と農家消滅の動きが現れ、3戸以下になるとその動きが急激に加速することも確認された。

これらの分析から、中山間地域における農業集落を存続させるためには、1集落当たり少なくとも5戸程度の農家が必要であることが明らかとなった。

(農林水産政策研究第7号, 1～24頁)

農業所得税申告書の利用可能性に関する一考察

——「クロヨン」に関するマクロレベルの検討——

恒川磯雄 著

農業経営所得安定対策として収入保険制度などを実施する場合、納税申告に関わる決算書等の資料を農業収入や所得を把握する手段として利用することが考えられる。しかし、業種別の課税所得捕捉率の格差は俗にクロヨンなどとも言われ、農業課税所得の捕捉状況は全体として不十分との指摘がある。そこで、この点についてまずはマクロレベルでの実態の確認が必要となる。本稿では、課税所得の捕捉状況に関する業種間格差の実証分析を扱った既往の主要な論考を取り上げ、方法やデータの扱い等にまでさかのぼって再検討を加えた。その結果、いずれも前提とする農業所得総額や所得分布などに正確さを欠く部分がみられ、それらを修正すれば2～4割とされた農業所得捕捉率は5～8割程度とみることが妥当であること、この値は改善傾向にあることを示した。また、筆者の推計からも同様の結果を得た。従前の推計が過小であった理由としては、農家の所得稼得構造に関する認識の不十分さなどが考えられる。また2割程度の脱漏のうち脱税と考えられるものはごく一部にすぎないとみられる。以上から、農業所得青色申告決算書に代表される申告納税資料の利用に関して、総体としてみた場合、農業所得の捕捉という点で問題はないと結論づけた。ただし、個別経営段階での実際の利用に関しては課題も多いと思われる。

(農林水産政策研究第7号, 25～49頁)

中国の食糧政策の動向

——保護価格政策から国際競争志向価格政策へ——

河原昌一郎 著

中国では、1994年の食糧生産の不作等に対応して国内買付価格の大幅な引上げ等の生産振興策をとり、中国の食糧生産量は一気に増加して生産過剰となったが、中国政府は保護価格での一律の買上を継続したため財政負担は大きく膨らんだ。財政負担の軽減を図るためにとられた措置が1998年の食糧流通体制改革であるが、この改革は市場均衡価格よりも高値での買付・販売を行うものであり、需給ギャップが発生して多大の売残りを生じさせるという矛盾を内包したものであったため、財政負担がさらに増大して破綻する。

1998年改革の失敗に対処するとともにWTO加入を視野に入れて、「保護価格対象の縮小」および「食糧買付規制の緩和」を本質的内容とする大幅な政策転換がなされ、中国の食糧政策は国際競争志向価格政策へと移行する。同政策は、価格は市場実勢によること、国有食糧企業を競争の中に置くこと、競争力のある主産地を支持育成すること等を基本的内容としており、保護価格制度もその性格を変えて主産地育成のための手段とされることとなった。

国際競争志向価格政策は、現在、食糧輸出量の増大等の一定の成果を見ているが、競争力を有する価格を維持できるよう農家経営を効率化することは可能か、価格変動の大きい国内食糧価格を安定化させることはできるか等、同政策の課題も多い。

（農林水産政策研究第7号，51～69頁）

中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格（上）

河原昌一郎 著

中国の農村信用社は、農村金融の基礎として積極的な役割を果たすことが期待されながら、協同組合組織への移行が十分に進まず、期待されたような機能を果たせていない。

本稿は、こうした状況の下で、農村金融の展開の中で農村信用社の組織的性格を解明し、協同組合組織への移行がなぜ進まないのかという問題の検討に資するとともに、今後の農村信用社の方向を探ったものである。

革命前中国にも政策的に設立された農村信用社があったが、一定の階層性を有し、金融機関としては未熟で小規模なものであった。新中国で農村信用社が全国的に設立されたのは農業合作化期のことである。この当時の農村信用社は、各郷に1つ設立するという形式面が優先され、協同組合組織としての実態はなく、集団有の組織として集団によって管理されていた。人民公社期には、農村信用社の組織は人民銀行の農村基層組織と集団有の組織との二重性を有するものとされる。改革開放後、組織の二重性を解消するための「上からの改革」が実施されるが、このことによって集団の関与が強まり、郷鎮企業への融資等の集団内金融の弊害が顕著となって、農村信用社の経営が悪化する。このため、1996年の農村金融体制改革後、農村信用社の協同組合組織への移行が積極的に図られることとなったが、現在でも歴史的に形成された組織的性格を十分に脱却したとは言えない。

農村信用社の協同組合組織への移行が進まないのは、主として、以上のような農村信用社の組織的性格の歴史的変遷過程とともに生じることとなった課題ないし制約要因によるものである。こうした制約の中で、現在では、農村信用社の組織的性格に新しい変化をもたらすような動きが見られるようになっており、

農村信用社は地域金融機関化という方向に向かって進みつつある。

(農林水産政策研究第8号, 1～31頁)

予防原則の意義

藤岡典夫 著

予防原則 (precautionary principle) は、1970年代からEUの環境政策の原則として発達した概念であるが、その定義や具体的意味内容について諸説があり、判例も慣習国際法上の原則であるかどうかについては慎重な立場をとっている。1990年代後半以降、EUがこの原則を食品安全分野に援用した結果、WTO、コーデックス委員会等での論議の影響を受けることとなり、欧州委員会「予防原則に関するコミュニケーション」(2000)で表明された予防原則は、科学的リスク分析の枠組みの中に従属的に位置づけられるものとなった。このことは、科学的原則を重視し予防原則の概念に反対する米国の考え方に接近したようにも見えが、両者の考え方には実質的にはかなりの相違が依然として存在し、この概念をめぐる米欧間の基本的な対立の構造は変わっていない。このような様々な論争や曖昧さを抱えながら、予防原則が、環境分野と食品安全両分野において、政策決定者や裁判所が行う条約または慣習法の解釈および適用に影響を与えるものになっていることは確かである。ただし、これら両分野における予防原則をめぐる事情はかなり異なり、両分野を区別した議論が必要であろう。

(農林水産政策研究第8号, 33～52頁)

欧州における遺伝子組換え政策の動向

——英国および欧州委員会の動きを中心に——

立川雅司 著

1998年より欧州では遺伝子組換え体 (GMO) の事実上のモラトリアムが続いていたが、2001年に環境放出指令が改定されると共に、2003年7月には新たな規制 (食品・飼料規則および表示・トレーサビリティ規則) が成立したことで、欧州におけるGMO認可のための制度的な環境の見直しが最終的な局面を迎えつつある。こうした欧州レベルでの政策策定過程と並行して、加盟国においても、それぞれの農業事情や社会経済事情に応じて、GMOを国内政策上どのように位置づけるかについて、様々な検討が続けられている。なかでも注目されるのは、英国政府の動きであり、2003年に国を挙げてGMOについての公開討論等を行うと共に、これと並行して政府レベルでも科学的観点および経済的観点からGMOを評価する作業が行われた。また4年越しの大規模農場実験の結果も同年秋に公表され、GMOの生態系への影響に関して一定の見通しが示された。このように2003年は、ここ数年遅々とした動きしか見せなかった欧州において、GMO政策をめぐる様々な画期となる政策導入や政策論争が行われた年となり、ある意味では、今後のGMO政策の分水嶺を形作る年となったともいえる。本稿では、2003年12月に行った欧州での現地調査で得られた知見を踏まえ、このGMO政策における分水嶺ともいえるべき2003年における英国および欧州委員会の動きについて、その概要を述べる。

(農林水産政策研究第8号, 53～81頁)

(2) 『農林水産政策研究叢書』

農林水産政策研究叢書第6号

野菜作農業の展開過程

——産地形成から再編へ——

香月敏孝 著

近年、野菜作はわが国農業の主要部門としての位置づけが高まっているが、その展開過程を総体的に明らかにした成果は必ずしも多くない。本稿は野菜生産の展開に関して、長期にわたる需給状況の変化を念頭におきながら、以下の構成に沿って分析したものである。

第 部では、野菜生産の立地変動について分析した。高度経済成長期以降、急速に野菜生産・流通が広域化したことが、わが国野菜生産の大きな特徴であった。立地論の理論的枠組みを分析手法とした検討の結果、広域化を推進する変動要因が、一般経済、地域経済、産地の各レベルの社会環境として存在することを指摘した。高度経済成長期以降に野菜の需要増大によって価格が上昇したが、一方で運賃率は低下した。これが変動要因の一般経済レベルでの発現であり、広域化の基礎的条件となった。かかる状況の下で地域経済に固有な自然的、社会的資源の賦存条件を活かした生産が助長され広域化が進展したが、その場合でも産地レベルでの主体的活動の程度の差によって産地形成に大きな差が生じるようになった。産地移動の動因として積極的、消極的な2つの側面があるが、恵まれた自然条件を活かした積極的な立地吸引の場合であっても、地域の低労賃水準に導かれた立地という消極的な立地条件が埋め込まれている場合が多いと考えられる。これら1970年代を中心に形成された新産地においては、特定品目の生産集中傾向が強く、産地技術の革新による生産力形成とこれと並進する形での組織的な市場出荷対応も活発であった。生産の集中と農協共販とが結びついた、いわば日本型産地ともいえるべき独自の野菜産地形態が形作られてきた。

第 部では、まず、農業センサス分析により、わが国農業生産構造における野菜作の位置づけを明らかにした。労働投下規模別にみた経営諸組織の動向を中心に検討した結果、専従者2人相当以上の経営部門は園芸作が中心であり、これらがまた、販売金額規模での上層農家を形成している。1990年以降、こうした上層農家の園芸作シフトというべき状況が深化している。上層農家の存在割合は地域差が大きい、これも地域別にみられる園芸作の密度によって規定されるところが大きい。総じて、上層農家を支える部門としての園芸作の重要性が確認されたことになるが、かかる園芸作の中核が野菜作である。あわせて、野菜作内部の生産構造の変化について検討した。露地野菜は1970年以降、収穫農家数、農業従事者数とも一貫して減少しているが、施設野菜は、栽培農家数は1985年まで、栽培面積は1995年まで、それぞれ拡大していた成長部門であった。注目すべきは、施設野菜の拡大によって野菜作全体でも85年までは農業従事者が増加した点であり、野菜作は農業就業機会の拡大に寄与していた。ところが、85年以降は、野菜作に従事する生産者が減少し、著しい高齢化が進展している。そうした中で、近年、野菜作の個別規模拡大の動きは従前を上回るペースで進んでおり、こうした動きが活発な地域では雇用型の経営の形成がみられるに至っている。

第 部では、以上のような80年代後半以降の状況変化を踏まえて、産地レベルにおける担い手支援策の取り組みの実態と問題点に焦点を当てた。分析の対象としたのは、野菜作の中でも最も労働集約的な営農形態をとっている果菜類産地および輸入急増下におけるねぎ産地である。検討の対象とした産地のいずれもが、80年代後半以降には生産者の減少と高齢化が進展し産地規模の維持が困難となり、その後、育苗作

業や選果以降のポストハーベスト作業を農協が肩代わりすることなど様々な取り組みを実践している。いわば労働節約的な営農形態への移行が目指されたのであり、このことによって生産者数が減少基調にある中でも個別規模の拡大が促進され、それぞれ産地規模は維持されている実態が明らかとなった。こうして、産地は担い手支援組織としての性格を強めつつ展開している。労働生産性向上の取り組みは確かに進行しつつあるが、それらは農家労働投下の一部を外部化して肩代わりする性格のものであるため、農家レベルでは経営費を増加させて、損益分岐点を引き上げている。かかる面で経営の不安定要素を抱え込むところとなっている。

以上、検討してきた野菜生産の展開は、それ自体、集約的営農の追求という点で、家族労作経営というべき、まさに日本的な農業展開の特徴を色濃く反映したものであった。かかる野菜作は、就農機会の確保・拡大に寄与してきたのであるが、労働力不足が生産低下を招くという大きな転換を示したのである。

(3) 『プロジェクト研究資料』

危機管理プロジェクト研究資料第1号

食料・農業の危機管理に関する社会科学的アプローチ

本資料は、平成14～16年度のプロジェクト研究「食料・農業の危機管理システムの構築に関する研究」（略称「危機管理プロジェクト」）の成果の一部を取りまとめたものである。

第1部「論文集」の概要は以下の通りである。まず、第1章「消費者不安をともしう食品関連新技術導入による農産物需給への影響分析——乳牛の乳量増加ホルモン剤（rbST）の事例——」は、遺伝子組換え技術による乳量増加ホルモン剤rbST（recombinant bovine Somatotropin）の使用が日本で認可された場合の国内生乳需給および生乳生産構造への影響についてシミュレーション分析を行い、rbST使用の普及に伴い小規模経営層の所得低下と戸数減少および大規模化への構造変化が加速化する可能性などを示した。第2章「食の安全と安心に関する消費者意識の計量分析——トレーサビリティと遺伝子組換え食品に関するインターネット調査——」では、全国の消費者を対象にインターネット調査を行い、トレーサビリティについては回答者の半数しか知らず、その認証機関としては消費者団体や政府などの認証を受けた機関が好まれていること、遺伝子組換え食品に対しては半数以上が政府や生産者に関して不信感を抱いているが、2割程度は価格・栄養・減農薬等でメリットがあれば購入してもよいと回答していることなどが明らかになった。第3章「改正JAS法の虚偽表示抑止効果についての考察」では、平成14年7月に施行された改正JAS法が企業に対して虚偽表示抑止力を持つかどうかについて経済モデルにより検討した結果、十分な抑止力を持つことが明らかになった。第4章「『食品安全の経済分析』の研究動向と今後の課題」では、食品安全の経済分析がアメリカを中心に進められており、その手法にはリスク回避の機会費用の推計、リスク費用価値の経済評価があること、食品安全に関わるリスクの定量化は、食品安全政策の効率化、消費者とのリスクコミュニケーション、政策上の失敗の回避、国際比較研究に貢献することを示した。第5章「戦後から現在までのわが国の食品の安全に関する事例とその変遷および特徴」では、主婦連たより、国会会議録等の記事検索により、食品の安全に関するキーワードの頻度を調べ、戦後から現在までの食品の安全に関する社会的関心の変化を分析した。その結果、過去10年間は農産物の生産段階に起因する事例が社会的関心を集めていること等が明らかになった。第6章「国産牛肉『トレーサビリティ・システム』の安

全性保証と品質保証」では、トレーサビリティ概念を安全性保証、品質保証の両側面からとらえた上で、県や事業者による牛肉トレーサビリティ・システムの事例調査を行い、安全性保証よりも品質保証に重点が置かれていることを示した。第7章「明治期における食品安全制度の概要——食肉政策を中心として——」では、わが国で肉食が開始する明治期には食品安全行政が旧刑法（1880年）と旧飲食物等取締法（1900年）に基づき推進され、特に食肉に関しては屠場法（1906年）により設備面の規制が行われたことを示した。

第2部では平成14年度に開催された本プロジェクトの特別研究会の報告と討論の概要を掲載した。第1章「食品安全の経済分析——研究動向と政策的含意——」では、アメリカでの食品安全の経済分析が行動モデル、市場均衡の吟味、食品リスク情報の選好評価、食品リスク削減政策の評価の4つについて行われていること、日本では今後、食品リスクに関する消費者選好の計測手法の確立、供給主体の費用構造と食品安全性確保行動との関連性の定量的把握、食品安全性確保の経済メカニズムの設計を行う必要があることを示した。第2章「ゲーム理論によるBSEのリスク分析」では、食品安全性に関する政府発表について消費者にアンケート調査を行い、ゲーム理論を用いて分析した結果、政府がいかに消費者重視の立場に立つ政策決定を行っても、消費者の信頼回復には長期間を要すること、したがって第三者モニタリング機関の設計が特に重要であることが示された。第3章では2002年11月7日の特別研究会での4つの報告、すなわち「食品安全性の需要分析とデータ——体験的感想——」、「CVMによる牛肉トレーサビリティの経済評価（中間報告）」、「離散選択・潜在変数統合モデルによる消費者行動分析——牛肉選択を対象として——」、「危機にあたってのコミュニケーション」と討論の記録を掲載した。第4章「日本における畜産物の安全・安心システムの現状と問題点」では、日本および欧州における垂直的なフードチェーンの動きを論じ、日本では食肉の加工段階への消費者の関心が薄く、チェーンを通じたトレーサビリティが確立しにくいこと、欧州ではトレーサビリティに対する国の財政支援が少なく、業界が自主的に連携して取り組んでいることを示した。

危機管理プロジェクト研究資料第2号

食料の安全・安心と環境意識，トレーサビリティに関するインターネット調査と定量分析

近年、食の安全・安心に関わる様々な事件や報道から、消費者の食の安全性に関する不安が高まっているなか、消費者の意見を重視した食料政策を展開することが一層重要になってきている。また、食の安心・安全という問題は、健康上の問題のみならず、生態系や食料生産に関する環境問題にもつながっていく。そのため、食品の安全・安心への意識と関連付けて、遺伝子組換え技術や環境保全に関する意識、さらには食の安全・安心を担保する一つのシステムであるトレーサビリティについても、消費者の意識を調査した。

アンケート調査は、2003年5月23日から6月15日にかけて、インターネットを用いたwebアンケートにより実施した。約165万人のメールアドレスに対して電子メールを送信し、調査協力を依頼したところ、2,157名から有効回答が得られた。

まず、回答者の購買行動を概観するため、生鮮野菜の購買において重視するものを質問すると、鮮度、安全性、価格という優先順位となり、必ずしも安全性が第一の基準ではないことが示された。また、遺伝子組換え食品については、回答者の97%が知っていた反面、トレーサビリティという言葉がこのアンケー

トで初めて知った人は48%であり、トレーサビリティについての認知度はまだ十分でないことがわかった。

遺伝子組換え食品について、過半数を超える回答者は、積極的反応を示さなかった。しかしながら、25～35%程度の回答者は、遺伝子組換え食品が価格、栄養価、減農薬等で消費者にメリットがある場合には、購入してもよいという肯定的な態度を示し、医療等への遺伝子組換え技術の利用に関しては、32%がその使用に同意を示した。

トレーサビリティやその認証等の費用負担については、66%が若干の費用負担には合意した。費用負担に合意した回答者の74%は、野菜や米の品質が通常のものである場合には市場価格の5%以下の負担率を望んでいたが、無農薬であれば、市場価格の5%以下の負担率を希望するものは62%と多少減少し、代わって10%以上の負担でもかまわないとした回答者は27%にまで増加した。また、トレーサビリティ情報の監視機関については、「消費者による任意団体」は45%で最も多かった。

次に、クロス集計の結果を見よう。生鮮野菜を購入する店とのクロス集計結果からは、「Aコープ」や「生協」、「個人的な産直」の利用者は、「スーパー」の利用者よりも、環境の脆弱性を感じ、食品添加物について心配し、遺伝子組換え食品を好まない傾向が見られた。他方、全回答者の過半数を占める多数派である「スーパー」利用者は、これらの問題について比較的おおらかに考えていることがわかった。

トレーサビリティの目的として、追跡可能性をより重視する人は、「スーパー」の利用者に多く、安価な野菜を買い、遺伝子組換え食品についても条件次第で受け入れる傾向があった。他方、トレーサビリティの目的として、顔の見える関係をより重視する人は、「生協」や「個人的な産直」の利用者に多く、比較的高い野菜を購入し、遺伝子組換え食品については否定的な考えを示す傾向が見られた。また、「生協」や「個人的な産直」の利用者は、国産食材を重視し、遺伝子組換え技術の利用や監視について科学者や政府を余り信頼していない傾向が見られた。

このような結果から、リスクコミュニケーションを行う場合、消費者は利用する店によって食の安全・安心に関する考え方が異なるため、食に関するパンフレット等を作成して消費者に呼びかける場合でも、パンフレットを置く店に応じて、消費者により理解しやすい内容をそれぞれ準備することが重要であろう。

ライフスタイルプロジェクト研究資料第2号

公的機関の定住対策とIターン者の実態

——島根県のケーススタディ——

本研究は、公的機関が行う定住支援に着目して、特にIターン施策とその実態を調査分析し、都市住民による農村地域への参入を一層促進していくための条件整備方策を解明することを目的とした。ここで対象とするIターンは農業だけではなく、田舎暮らしや農村起業など幅広く捉えている。それは、農村という場に都市住民が何を期待し、そこでどのような生き方を実現しようとしているのか幅広く把握したいためである。そこでIターン施策を総合的に実施している島根県の取り組みを分析したうえで、Iターン者確保で実績のある県下邑智町のIターン者の現況と受け入れ体制を検討し、Iターン者の役割と評価ならびに取り組み課題を明らかにした。

島根県は産業体験事業（U・Iターン希望者に多様な職種を研修させ、その間の滞在費を助成する事業）によって96～03年度で定住者364人（定着率49%）を確保し、その他にも家族連れに対する助成や住宅支援なども行っている。U・Iターン者は助成を受けながら多様な職種の体験をすることができ、また家族同

伴の場合は上乘せ助成が受けられる。最大1年間とはいえ、産業体験を通して農村生活の見通しをつくれる点で本事業のメリットは大きいといえる。このように、定住対策における公的機関の役割は、定住に関する情報提供や相談活動、仕事・住宅支援などを事業化してU・Iターン者を総合的に支援するところにある。

島根県下の邑智町（現在、美郷町）は減少傾向にある町内人口の維持のために、県の産業体験事業に加えて、町独自の定住推進員の設置によってU・Iターン者に就職情報や空き家情報を提供している。96～03年度の間にIターン者が77人（うち55人定着）存在し、近年ではU・Iターン者が社会異動増分の6～7割を占める。同町に定住しているIターン者は、自らのスキルを生かした職業（パソコン教室講師、田舎レストラン等）や空き家居住による集落・自治活動、文化活動（音楽サークル等）を通じて地域社会と関わっている。また、Iターン者のネットワークは、彼らと地域とをつなぐ役割を担うとともに、後続のIターン者の呼び水となる。Iターン者は既存の地域諸活動での貢献とともに、地域に新しい考えや文化を形成する基盤となる。

その場合にIターン者自身の地域適応力は問われるが、より大きな問題は新しい人材や動きを一方の地域住民がどのように受け止め、活用していくかである。今後もIターンの流れが続くとすれば、それを将来の地域活性化につなげるために地域住民の意識や態度にも変化が求められる。したがって、Iターンの実現とその後の展開は、Iターン者と受け入れ側のどちらか一方が他方に従属的に適合していく過程ではなく、両者がお互いに影響を及ぼしながら、ともに変化していく過程だといえる。

しかし、邑智町のような山間農業地域では町内の雇用受け皿が小さく、さらに近年の公共事業の縮小はIターン者の就業先確保を困難にしている。今後は通勤圏となる近隣市町村の範囲でニーズのある職種や資格をリストアップし、それをIターン者の就職につなげていくこと（U・Iターン施策の広域連携）が必要だといえる。

行政対応特別研究（FTA・WTOプロジェクト）研究資料第1号

途上国の反発などから、WTOが求める多国間による公平で透明な貿易ルールの締結交渉が進展しないなか、各国は経済上の利益を求めて二国間での自由貿易協定（FTA）や地域貿易協定を次々に締結し、現在では180を超える自由貿易協定が結ばれるに至っている。こうした背景の下で、行政対応特別研究「変化する経済社会情勢の下での農産物貿易政策等に関する研究」（FTA・WTOプロジェクト、平成15～16年度）は、FTAの動向やWTOとの関連等の情報の整理と分析を行うとともに、中長期的な貿易政策の方向性を探る検討を行った。

この資料は、本行政対応特別研究の成果の一部を、プロジェクト研究資料として取りまとめたもので、第1部で韓国農業の現状、農産物貿易の動向などの論文を、第2部では韓国農業に関する特別研究会（平成16年3月開催）の報告及び記録を紹介するという構成になっている。

第1部第1章「韓国の農産物需給と対日貿易」（會田陽久）では、基本的には国内経済における位置としては日本農業と類似の性格を持っているが、ガットウルグアイラウンド以降の国際化に対応するため、積極的に国際化対応施策を打ち出している韓国の農産物需給状況や貿易状況を概観した。また、韓国が農産物の純輸入国ではありながら、対日本との関係では輸出国であり、他の農産物輸出国に対し優位性を持っている点についても注目した。

第1部第2章「韓国における畜産・野菜生産の現状と展望——対日輸出品目の事例分析——」（柳京熙・

姜暲求)では、近年の韓国農政の動向について概観し、政策支援を受けながら、生産・流通における変化、日本への輸出経路の変化を背景に、競争力を高めた韓国の野菜・養豚産業について、生産、需給、流通の現状と今後の展望を論じた。また、対日輸出を行っている産地の事例を詳細に紹介した。

第1部第3章「チリの輸出構造と『チリ - 韓国自由貿易協定』発効後への日本の着眼点」(中西三紀)では、チリの輸出構造、特にチリからわが国及び韓国への農林畜産物輸出の現状を概観した。さらに、輸出品目が多角化する傾向や、今後の拡大が期待される畜産物(豚肉)の非常に大きい市場として位置づけられるなど、チリの対日本、韓国への輸出の特徴が似通っていることから、「チリ - 韓国自由貿易協定」を有益な先行例として考えるべきと指摘した。

第1部第4章「わが国農政転換の国際的枠組み——WTO体制への調和、FTAとその影響に関して——」(小林弘明)では、近年のわが国農政の展開を、OECDによる分析を中心に、国際比較が可能な農業保護指標により概観し、市場価格支持と直接支払政策の評価に関して方法論的に検討した。また、日本をめぐるFTAとその影響可能性について、GTAPの問題点を指摘した上で、影響分析のあり方に関して分析的に検討した。

第2部第1章は、「WTO体制下における韓国農業の動向と今後の方向」(深川博史)と題して、韓国農業を日本と比較して特徴づけ、その特徴が生じた経緯、その特徴ゆえ抱える問題点、それに対するWTO体制下での対策とその評価などを報告した。

第2部第2章は、「韓国農業・農村における特徴と国際競争下での動向——イエ・ムラの変貌を中心に——」(加藤光一)と題して、韓国農業、農村の状況を、定点調査をしている農村の事例を含めながら報告した。